

芦屋市ディスポーザ排水処理システム取扱要領

(平成26年11月1日)

(目的)

第1条 この要領は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、芦屋市下水道条例（昭和38年芦屋市条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づく排水設備の計画の確認（以下「計画の確認」という。）におけるディスポーザ排水処理システムの設置等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **ディスポーザ排水処理システム**（以下「システム」という。） 生ごみを破砕するディスポーザ部、その排水を処理する排水処理部及び排水配管部で構成され、システムの設置前よりも汚濁負荷が増大しないよう公共下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) **メーカー** システムを製造する者をいう。
- (3) **販売店** システムを販売する者をいう。
- (4) **設置者** システムの設置、増設又は変更をしようとする者
- (5) **設置工事者** システムの設置工事を行う者で、芦屋市下水道排水設備指定工事店に関する規則（昭和48年芦屋市規則第28号）に定める芦屋市下水道排水設備指定工事店とする。
- (6) **使用者** システムの維持管理に責任を負うもので、次に掲げる者をいう。
 - ア 独立する建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合住宅等の建築物の所有者又は賃借人
 - ウ 分譲の集合住宅等の建築物の所有者の代表又は管理組合（以下「管理組合等」という。）
 - エ 前3号に掲げるもののほか市長が特に認めるもの

(システムの設置)

第3条 システムは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条に規定する排水設備とする。ディスポーザ部及び排水処理部は、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）平成25年3月」（以下「基準（案）」という。）に適合した認証製品でなければならない。

第4条 設置者は、ディスポーザ排水処理システム設置（変更）計画書（様式第1号）（以下「計画書」という。）を芦屋市下水道条例施行規則（昭和38年芦屋市規則第1号。以下「規則」という。）第5条に規定する排水設備等工事計画確認申請書（以下「確認申請書」という。）に添付して提出しなければならない。

2 計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 下水道協会の規格適合評価書並びに製品認証書の写し及び計画書に示す資料
- (2) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確約書
- (3) 使用者承継確約書

3 計画の確認を申請するときにシステムの維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約書の写しに代えて維持管理業務委託契約確約書とすることができる。この場合において、使用開始までに維持管理業務委託契約書の写しを提出するものとする。

4 設置者が集合住宅等の分譲者等で管理組合等が成立していない場合は、維持管理業務委託契約確約書に代えることができる。管理組合等が成立したときは、維持管理業務委

託契約書の写しを遅滞なく提出するものとする。

(維持管理の指導)

第5条 設置者及び使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) システムについて、計画書の内容に基づき維持管理を適切に行わなければならないこと。
- (2) 維持管理について、システムの維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) 維持管理業務委託契約に基づきシステムの維持管理業者が実施する点検に関する記録等を3年間保存するとともに、市長が必要であると認めたときは、その資料を提出すること。
- (4) その他市長の維持管理に関する指導に協力すること。

2 市長は、システムが適切に維持管理されていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

3 設置者及び使用者は、システムの適正な維持管理を確保するため、市長が必要であると認める場合の法第13条に基づく立入検査等に協力しなければならない。

(使用者の地位の承継)

第6条 当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、譲受人は使用者承継確約書を提出しなければならない。

2 使用者に変更が生じたときは、変更後の使用者が当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものとする。

3 新たな使用者は使用者変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

(メーカー及び販売店に対する指導)

第7条 市長は、メーカー及び販売店に対し、次の事項を指導できるものとする。

- (1) 当該システムの設置者又は使用者に対し、システムの維持管理業者と維持管理業務委託契約の締結について理解を得ること。
- (2) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの並びに平成28年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされる場合においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律201号）第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシステム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づき評価機関により適合評価を受けたもののうち、下水道管理者が機種承認したものは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

【様式】

(様式第1号) ディスポーザ排水処理システム設置(変更)計画書

(様式第2号) ディスポーザ排水処理システム使用者変更届